

秋田県就学援助事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の就学を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資するために、必要な事項を定めるものとする。

(援助の基準)

第二条 就学援助を受けることができる者は、次の各号の一に該当し、操行善良、学業優秀な者に限る。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による生活扶助を受けている者又はその者と同一の戸籍内にある者
- 二 天災その他不慮の災害により学資の負担に堪えられなくなった者又はその者と同一の戸籍内にある者
- 三 交通災害遺児又は父子家庭若しくは母子家庭にある者で学費の負担に堪えられない者
- 四 その他特別の事情があると認められる者

(援助の申請及び決定)

第三条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という)は、次に掲げる書類を添えた就学援助申請書(様式第一号)を校長を経由して秋田県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 家庭調書(様式第二号)及び戸籍謄本
 - 二 所得・課税に関する情報を証明できる書類
 - 三 その他必要に応じて、教育委員会が必要と定めるもの
(二では明かではない所得について、年金振込通知書、児童扶養手当証明書、源泉徴収票、給与明細書等)
- 2 教育委員会は、前項の就学援助申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して、援助の許可をするか否かを決定し、その旨を校長を経由して申請者に通知しなければならない。(様式第六号、様式第七号)
 - 3 前項に規定する審査については、別に定める算定方法により需要経費計算書(様式第五号)を作成し行うこととする。
 - 4 申請者について、前項に規定する算定方法によりがたい事情がある場合に

は、校長は教育委員会に対して、意見書(様式第三号)を添えることができる。

(援助の期間)

第四条 就学援助の期間は、これを決定した月から当該年度の最終月までの間とする。

(援助の変更又は取消)

第五条 教育委員会は、就学援助を受けている者で、許可基準又は理由に変更が生じ、援助の一部又は全部を変更する必要があると認めるときは、直ちに変更することを決定し、その旨を当該援助を受けている者に通知しなければならない。(様式第八号)

(援助費目及び対象経費)

第六条 就学援助を行う費目及び対象経費については次のとおりとする。

- 一 医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した費用
- 二 学校給食費 学校給食費として徴収される実費額

(支給方法)

第七条 教育委員会は援助費の支給決定を受けた者(以下「受給者」という)の指定した預金口座に、援助費を直接口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、医療券に基づき当該医療機関に口座振替により支払うものとする。

(目的外使用の禁止)

第八条 受給者は、就学援助をその受給目的以外に使用してはならない。

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

改正日 平成二九年四月一日より改正する。